

第2期 豊見城市教育大綱

豊見城市は、『「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育』を目標とし、教育及び文化の振興に関する施策を推進します。

「ゆめ」夢に挑むことで、目標を立て自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かでたくましく創造性・国際性に富む幼児児童生徒の育成を図ります。

「まなび」家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る生涯学習社会の実現を図ります。

「ひと」郷土の自然や文化に誇りを持ち、心身ともに健康で、主体的にかつ協調性をもって、社会に貢献する市民の育成を図ります。

1 大綱の趣旨

地方公共団体の長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の3の規定において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。

豊見城市教育大綱は、法第1条の4第1項の規定により設置された豊見城市総合教育会議において、市長及び教育委員会が協議・調整を行い市長が策定しました。

今後、本市の教育行政については、市長及び教育委員会の双方が本大綱で定められた事項を尊重し、教育や文化等の総合的な推進を図ります。

なお、本大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌したものであり、第5次豊見城市総合計画(前期基本計画)の内容を踏まえたものとなっています。

2 大綱の期間

本大綱の期間は、第5次豊見城市総合計画（前期基本計画）の期間と整合を図るため、令和7年度までとします。

3 大綱の政策（将来像）

子どもが生きる夢と希望にみちたまち

親と子の成長支援・社会全体での子育て支援の充実を図るとともに、充実した教育及び学習環境での学びや歴史文化を通じた郷土愛の醸成により、誰もが夢と希望にみちたまちを目指します。

4 大綱の施策

(1) 子どもの未来支援

- ①子どもたちが次代の担い手として健やかに成長し、子どもを産み育てる親が自ら学びながら子の成長を支援することができる環境を整えます。
- ②市民相互の協力による地域の子どもたちへの声かけ見守りを促進し、社会全体で子育てを支える環境を整えます。
- ③保育施設の受け入れ状況が改善され、子どもの生活や学びがスムーズに小学校教育へと移行する環境を整えます。
- ④子どもの貧困の連鎖解消に努めます。

(2) 親と子の健康づくりの推進

- ①全ての子どもが望ましい生活習慣を身につけ元気に育つよう支援します。
- ②親になる世代が望ましい食生活や生活リズムの知識・意識を深め、実践できるよう栄養指導・保健指導の充実を図ります。

(3) 義務教育の充実

- ①教育施設・設備及び教育環境を整えるとともに、児童生徒一人一人が意欲や関心を持ち「深い学び」を実感し、確かな学力・豊かな心・健やかな心や体を育成することで、生きる力を育む学校づくりを推進します。

(4) 地域文化の振興

- ①市民が地域の歴史や文化を知るとともに文化・芸術活動を推進することにより、郷土愛の醸成を図ります。
- ②文化財を調査・収集・記録により適切に保護・保存し、継承・活用することに努めます。

(5) 生涯学習社会の確立

- ①これまで展開されてきた学習機会の提供や生涯学習関連施設の一層の充実が図られ、市民が生涯にわたって生きがいを持ち、学び、その成果を生かすことのできるまちづくりを推進します。

(6) 県外・国際交流の活性化

- ①姉妹都市との交流の活性化を図ります。
- ②国際感覚に優れた人材育成を図ります。
- ③沖縄にゆかりのある人々が結びつく国際交流ネットワークの維持・継承を図ります。

(7) スポーツ・レクリエーションの振興

- ①市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに親しむまちづくりを推進します。
- ②子どもたちの健康、体力及びスポーツ競技力の向上を図ります。
- ③県外からのスポーツ合宿・大会の開催を促進します。

令和4年6月21日
豊見城市長 山川 仁